

ベイサイド日本語学校 (Bayside Japanese School) 学校規約

第一条：主旨

この規約は本校の管理及び運営に関する基本的事項を定めるものとする。

第二条：名称

本校は英文名を Bayside Japanese School Incorporated、和文名をベイサイド日本語学校と称する。

第三条：所在地

借用校であるカイーマパブリックスクール内 (C/o:Kyeemagh Public School)

Corner of Jacobson Avenue and Beehag Street, Kyeemagh NSW 2216

第四条：目的

本校はシドニー一円に在住する邦人子女ならびにローカル学生を対象とし、日本語教育ならびに日本語教育と併せて日本文化や習慣等の学習機会を提供することを目的とする。上記目的により、本校における使用言語は、(例外的な状況と国際クラスを除いては)日本語に限定することとする。授業内容や対象クラスに応じて、日本語を国語、継承語、外国語としてのアプローチから教授する。

第五条：入学及び編入学資格

入学及び編入学の条件は、本校の教育及び運営方針を理解した保護者の子弟を対象としていること。入学時の年齢が NSW 州のキンディー就学可能年齢以上に達していること。*条件次第では未就学児の受け入れを許可することもある。

第六条：退学

本校から退学を希望する場合(やむを得ない緊急状況を除き)、1学期の告知期間を持って速やかに運営委員会に申し出るとともに、退学届を教務(Administration)に提出すること。

第七条：休学

医療的な理由、一時帰国など、やむを得ない理由により欠席が長期にわたると予想される場合、自主休学を学期単位で認める。その場合、保護者は速やかにその旨を運営委員会に申

し出るとともに、休学届を教務に提出する。自主休学は1年までとし、それ以後は退学とする。

第八条：懲戒

生徒が本校の定める規則に違反した場合、運営、教員はしかるべき指導を試み、保護者と懇談し解決に努める。注意・指導にかかわらず反省及び改善が見られない生徒に対しては、本校の健全な運営を保持するため、懲戒を発動する可能性がある。懲戒は、訓告、停学及び退学とする。運営は懲戒処分を決定するにあたり、生徒の心身のケアに配慮した過程にて行う。

第九条：クラス曜日、時間

本校は NSW 州の学年度に合わせた学期中、毎週水曜日午後 4-6 時（第一限：午後 4 時～5 時、休憩 15 分、第二限：5 時 15 分～6 時）に授業を行う。特別行事は別の曜日、時間に開催される可能性もある。

第十条：クラス編成

本校はオーストラリアにおける義務教育就学年齢の生徒を対象とする。開校当初は個々の年齢や日本語能力に応じた 3 クラス編成、1 クラスの定員を 15 名とする。ただし、1 クラスの生徒数に著しい増減が生じる場合、これを変更する可能性がある。また、必要な日本語能力の習熟度未達が疑われる場合等、自主的もしくは担当教員、運営役員との面談を通じて学年の繰り下げ、または留年を決定する可能性もある。

第十一条：教材

教材は日本の文部科学省より送付される検定済教科書とその準拠教材、教師が選定した継承語教材の併用とする。

第十二条：年度及び学期

本校の年度は毎年 1 月末に開始し、同年 12 月に終了するものとし、各学期は NSW 州の学期と同一の 4 学期制とする。

第十三条：運営資金

運営資金は入学金、年会費、授業料、NSW 州政府補助金、ファンドレイジングを主な収入源とする。

第十四条：入学金

本校に入学するものは生徒一人につき所定の入学金を納入する。退学後の再入学時においても再度納入が必要。

第十五条：授業料

授業料は原則として前納とし、各学期開始の前週までに納入する。長期休学で期日までに休学届が提出された場合、学期単位で免除を認める。また学期途中で入・退学する場合、月割り計算とする。

第十六条：年会費ならびにグラント補填費

本校の維持発展のために、保護者は毎年度第一学期に授業料とともに年会費を一括納入するものとする。一旦納入された年会費は途中休学または退学しても返還しない。第三学期以降に入学の場合は、規定の年会費の半額を徴収することとする。また、NSW州のコミュニティーランゲージスクールの補助金受給対象外の生徒からは、グラント補填費として、グラント満額を4分割した額を各学期ごとに徴収することとする。各経費は状況に応じ改定される可能性があるとする。

2020年諸経費一覧

入学金（生徒一人当たり）	\$ 50 二人目以降 \$ 30
年会費（1家族当たり）	\$ 70
授業料（1ターム当たり）	\$ 150（通常クラス） \$ 180（国際クラス）
補習校補助金補填費（該当する場合）	現行の補助金の4分割を各タームごとに納入。 $140 \div 4 = \$ 35$ /一学期当たり

第十七条：保護者責務

本校は、運営委員会によって管理運営されており、保護者はその業務遂行に支障をきたすことのないように努めることとする。将来的な展開に応じて規約が改定されない限り、強制の当番制や保護者役員制度は導入しないものとする。

第十八条：運営委員会

NSW Department of Fair Trading に提出された、別途定める規則に基づき運営委員会が本校の管理運営に当たる。

第十九条：保護者総会

本校は邦人子女を有する父母の総意により設立された任意の補習校であり、その保護者を構成員とする保護者総会は本校の重要決議機関である。NSW Department of Fair Trading に提出された、別途定める規則に基づき開催される。

第二十条：運営委員会・教員の免責

不時の出来事により補習校の授業あるいは行事に関わり、本校内外において生徒に不測の事態、事故があった場合、本校の生徒、保護者もしくは教員は、運営委員、教員、またはそれらの委託を受けた者のいずれにも民事上の責任を問えない。ただし、本校はNSW州コミュニティランゲージスクールの規定に則り、適切な賠償責任保険（Public Liability Insurance）の契約を維持することとする。

第二十一条：規約改正

ベイサイド日本語学校校規約の改定を提起する場合、保護者総会の過半数をもって承認改定する。

第二十二条：その他

本規約及び付随する規則並びにルール等を遵守する誓約書を、保護者署名の上、入学及び編入学時に提出するものとする。本規約にもとづき運営委員会規則、保護者の責務規則、保護者総会規則、教職員服務規定を制定するほか事務手続き等の詳細については別に要覧等によるものとする。